

## 事前点検シート

計画主体名	五泉市		
計画期間	H22～H26	総事業費(交付金)	97,650千円(48,825千円)
実施期間	H22		

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		当該計画は、農業構造の改善と米粉需要拡大による地域の活性化が図られる目的としており国が策定している基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		庁内関係各課と協議を行い五泉市の総合計画と整合を図った。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		事業実施主体の要望に加え、五泉市水田農業ビジョンにおいても新規需要米の産地化による定着等を掲げており、地域の合意形成は図られている。
事業の推進体制は確立されているか		市、事業実施主体、五泉市水田農業推進協議会が連携して事業を推進する。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		活性化計画目標の中で米粉の販売量の増加を掲げており事業の内容においては米粉生産施設整備であることから整合性がとれている。
計画期間・実施期間は適切か		計画期間は5年、実施期間は1年としており適切に設定している。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付限度額の範囲内であり適切である。

## 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		新設の事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		建物については38年、製粉設備については12年とした。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		農村漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算出している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		算定の結果3.56となり、1.0以上である。

事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		事業内容は、米粉処理加工施設の整備であり、生産製造連携事業計画も策定されていることから、要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		個人への交付ではなく、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか		
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか		類似施設はない。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		生産製造連携事業計画を踏まえ、事業実施主体において利用計画を策定している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		施設等の規模においては、生産製造連携事業計画等を踏まえ、過大とならないように配慮している。また、設置場所においても主要地方道に面しており原材料や製品の輸送等の利便性が高い。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		米粉生産施設の施工実績のある業者から見積もりを徴した上で対象経費を検討し、事業内容に見合ったものとしており適切である。
建設・整備コストの低減に努めているか		既存の施設の実績を活かし、建設費、設備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)		
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)		
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		整備予定場所は、主要道路に面しており利便性が高いので適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか		施設用地は、事業実施主体である、たいまつ食品(株)の所有地である。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		補助以外の50%については事業実施主体の自己資金でまかなう。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		たいまつ食品(株)は経営状況も良好であり、減価償却、管理維持、更新も収支計画書に見込まれており、販売先も確保されていることから適正である。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか		たいまつ食品(株)において計画及び収支については作成されており、経営診断も受けていることから適正なものとなっている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。